

# 電子マニフェストの利用促進と PCB廃棄物の適正処理について

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課

# マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは

排出事業者が、処理を委託した産業廃棄物について、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理し、適正な処理を確保することを目的として運用。

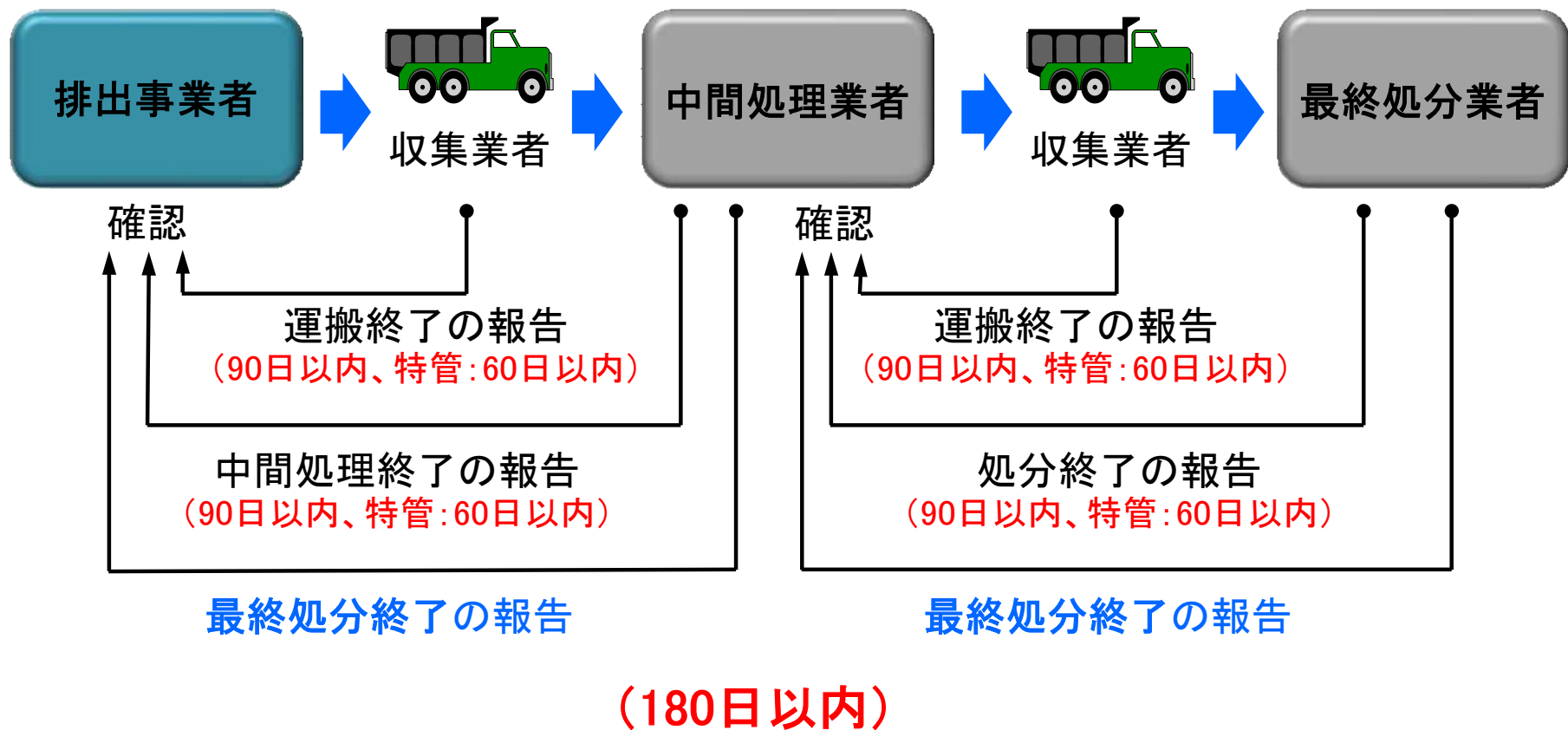
## ※根拠法令

廃棄物処理法第12条の3：交付、保管、報告（定期報告、  
虚偽記載など）の義務

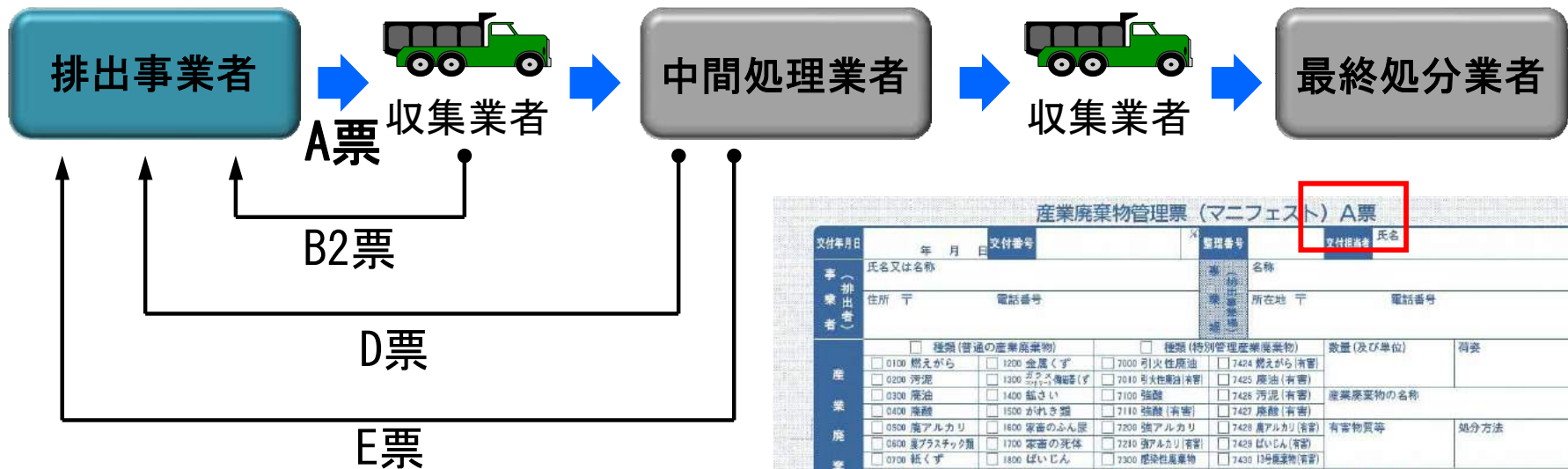
廃棄物処理法第12条の4：虚偽の管理票等の交付禁止

# 排出事業者の義務

排出事業者には、マニフェストにより最終処分まで処理されたことを確認することが義務づけられている。



# 紙マニフェストによる確認方法



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名
事業者 (排出者)	氏名又は名称	住所 干	電話番号	名称	所在地 干
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)	数量 (及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 活性炭汚泥 (不燃)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0300 炭油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 かけきり型	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 除去性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 1号廃棄物 (有害)	
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物死体形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)	<input type="checkbox"/>		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)				
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当該記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称	住所 干	電話番号	名称	所在地 干
処分受託者	氏名又は名称	住所 干	電話番号	名称	所在地 干
運搬の委託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	受託期間	開始年月日	有害物質有無	数量 (及び単位)
処分の委託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	受託期間	開始年月日	有害物質有無	数量 (及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				

見本

照合確認	B2票	年 月 日
	D票	年 月 日
	E票	年 月 日

排出事業者は返ってきた終了報告の内容をA票と照合して日付を記入し、5年間保管。

# 電子マニフェストによる確認方法

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1 ページ ページを 500 件 表示 (合計件数: 9 件)

照会結果一覧

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録		70000895278	●						2011/12/02	廃プラスチック類
2	<input type="checkbox"/>	登録	間近	70000895289	●	●					2011/12/02	廃プラスチック類
3	<input type="checkbox"/>	登録		70000895290	●	●	●				2011/12/02	廃プラスチック類
4	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000898057							2011/06/01	廃プラスチック類
5	<input type="checkbox"/>	登録		70000900792		●	●				2012/02/21	特定産業廃棄物
6	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000900848	●	●					2012/02/21	シュレッダーダスト
7	<input type="checkbox"/>	登録		70000911165	●	●	●				2012/04/10	廃プラスチック類
8	<input type="checkbox"/>	登録		70000916867	●						2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)
9	<input type="checkbox"/>	登録		70000916878							2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)

戻る 認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目(402項目) CSV保存 ▲ページトップ

終了報告が返っていることを示す「●」の表示を確認すればOK。

確認していませんか？

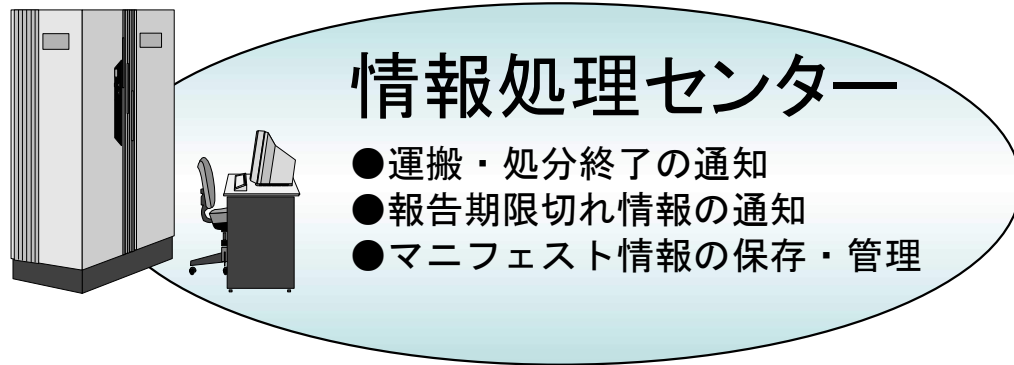
# 電子マニフェストの概要

電子マニフェストは（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が提供するシステムです。



問合せ先  
TEL:0800-800-9023  
FAX:03-5275-7112

電子情報送受信



詳細は下記QRコード又は「JWnet」で検索



電子マニフェストが  
よくわかるムービーを  
ご覧いただけます。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

JWnet



検索



# 電子マニフェスト導入にあたって

- JWNETのホームページにて、使い方、メリットを動画で説明
- 模擬体験システムが使用可能
- 導入実務説明会も開催

## 電子マニフェスト 早わかりムービー

### ? あなたの事業所の 産廃処理は適切に 行われていますか

**マニフェスト制度とは** 産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されているかを把握・管理し、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。

インターネット上で操作できる電子マニフェストを、簡単にご理解いただけるムービーをご用意いたしました。まずはムービーで電子マニフェストのメリットや使い方をご覧ください。



### 1 排出事業者責任の強化と電子マニフェスト (4分30秒)

排出事業者に課せられた責任を具体的に見ていきます。

ムービーを見る



### 2 電子マニフェストの仕組みとメリット (5分20秒)

事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性等のメリットを見ていきましょう。

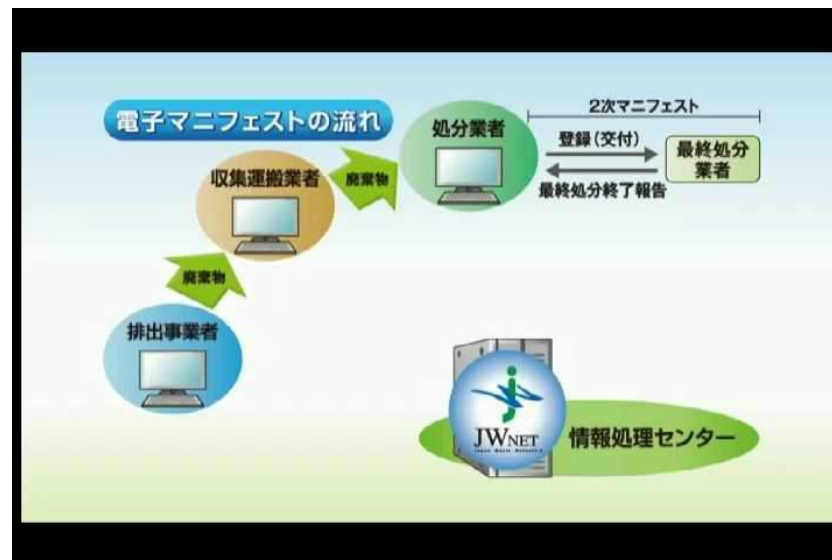
ムービーを見る



### 3 電子マニフェストを使ってみよう (3分15秒)

電子マニフェスト操作の基本や予備知識を見てみましょう。

ムービーを見る



# 紙マニフェストと電子マニフェストの運用

項目	紙マニフェスト	電子マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しと同時に、マニフェストを交付	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、 <u>3日以内</u> にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 →適切かつ簡単に入力可能(入力漏れの確認、過去の登録内容のコピー等)
処理終了 確認	郵送で返戻された各報告をA票と照合して確認、記載 ①運搬終了報告:B2票とA票を <u>照合して確認</u> ②処分終了報告:D票とA票を <u>照合して確認</u> ③最終処分終了報告:E票とA票を <u>照合して確認</u>	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の <u>通知(電子メール等)や一覧表により確認</u> →期限がきても報告されない場合、注意喚起のメールが送付される
マニフェストの 保存	交付したマニフェストA票を <u>5年間保存</u> 収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた <u>B2票、D票、E票を5年間保存</u>	マニフェストの <u>保存が不要</u> (情報処理センターが保存) 5年分の常時閲覧、一覧表(CSV出力)の作成が可能
産業廃棄物 管理票交付等 状況報告	報告書を作成し、毎年都道府県・政令市に排出事業者が <u>自ら報告書を提出</u>	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者からの <u>報告は不要</u>

電子マニフェスト導入により

効率的な事務処理、法令遵守につながります 8

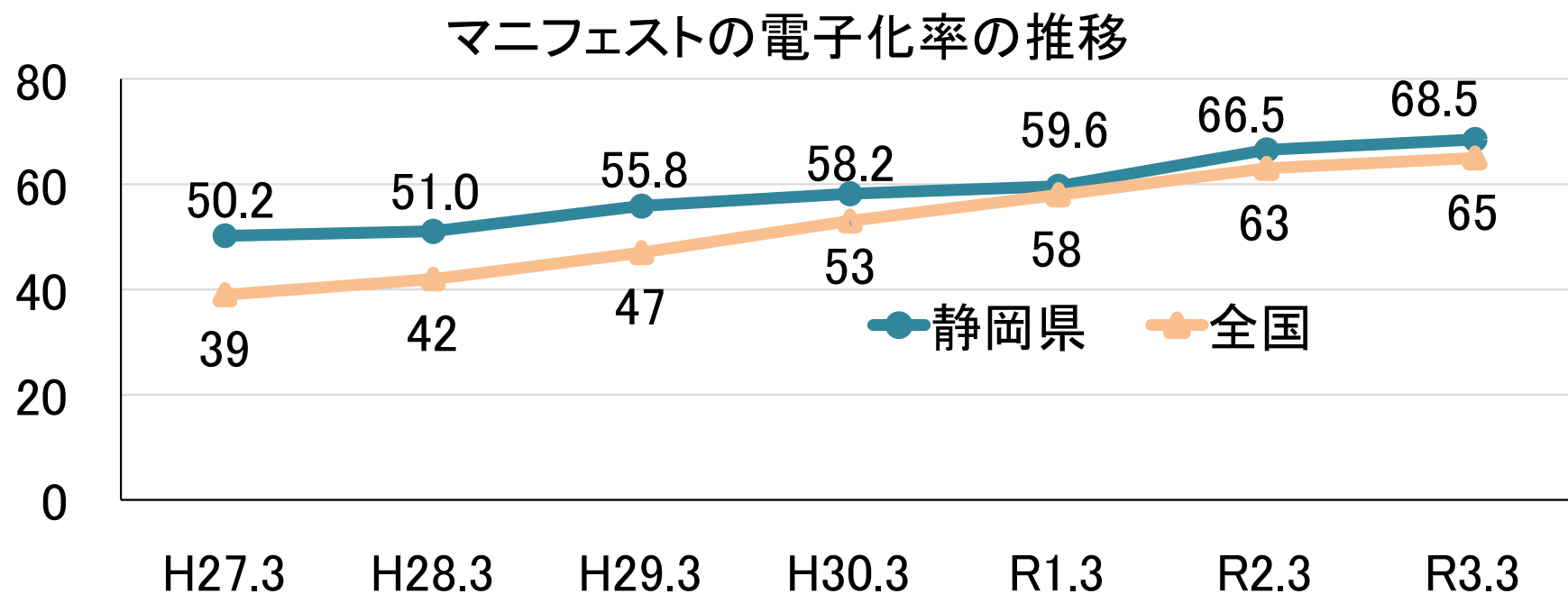


# 電子マニフェストを活用しましょう

電子マニフェストを導入すると、様々なメリットがあることから、県では電子マニフェストの利用を推進しています。

## マニフェスト電子化率の目標値

- ・ 国 70% (R5.3)
- ・ 静岡県 74.4% (R9.3)



# ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理について

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。  
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

	種類	処理施設	処分期間
高濃度	変圧器・コンデンサー等	JESCO豊田PCB処理事業所	令和4年3月末まで
	安定器、小型電気機器	JESCO北九州PCB処理事業所	令和3年3月末まで
	PCB濃度10%を超える汚染物、0.5%~10%の不燃性汚染物等		
低濃度	PCB濃度0.5%~10%の可燃性汚染物等	無害化処理認定施設 都道府県許可施設	令和9年3月末まで
	PCB濃度が0.5%以下のもの		

特に高濃度PCBは処理期限が迫っています。現在使用中の電気機器についても、機器の更新も含めた計画的な対応をお願いします。

※JESCO…中間貯蔵・環境安全事業株式会社の略称